

令和 7 年第 8 回 教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

令和 7 年第 8 回教育委員会定例会議事日程

令和 7 年 8 月 2 8 日（木）

午後 6 時 開 会

多賀城市役所北庁舎 5 階 502 会議室

日程第 1 前回議事録の承認について

日程第 2 議事録署名委員の指名について

日程第 3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第 4 議事

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) 臨時代理事務 | 臨時代理の報告について（行政コスト計算に基づく |
| 報告第 1 3 号 | 受益者負担の適正化に伴う関係条例の整備に関する |
| | 条例について） |
| (2) 臨時代理事務 | 臨時代理の報告について（職員の懲戒処分等につい |
| 報告第 1 4 号 | て） |

日程第 5 その他

諸 般 の 報 告

令和7年第7回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

■教育総務課関係

7月30日、令和7年度第1回学校給食センター運営審議会を開催予定でしたが、同日発生したカムチャツカ半島付近を震源とする地震により宮城県に津波警報が発令されたことを受け中止しました。

8月4日、初任者研修（1年目）市町村教育委員会研修第1回研修会を市役所で開催し、教員13名が参加しました。教育長が「新採教員に期待すること」、学校教育専門指導員が「生徒指導と学習指導」について、講義を行いました。

8月6日、令和7年度新採・転入教職員研修会を城南小学校で開催しました。埋蔵文化財調査センター及び文化財課職員が講師となり、「多賀城の歴史」と題した講話や南門、政庁跡等の見学などに38名が参加しました。

8月20日から22日までの3日間、多賀城スコーレ（サマースクール）を公民館等で開催し、小学生21名、中学生19名が参加しました。子どもたちは、東北学院大学の学生ボランティアの指導のもと自主学習に励みました。

8月22日に全ての小中学校で夏休みが終了し、学校が再開しています。

8月23日、Google for Education 主催全国教育長サミットが東京都で開催され、教育長が出席しました。

8月27日、仙台管内教育委員会教育長会議が仙台合同庁舎で開催され、教育長が出席しました。

■生涯学習課関係

7月25日、令和7年度多賀城市協働教育研修会「地域×学校＝子どもが大好きと思えるまちづくり」を市民活動サポートセンターで開催しました。柴田町地域学校協働活動推進員の松田ゆう子氏を講師に、講演やワークショップを行い、小中学校教職員や地域学校協働活動推進員など32名が参加しました。

7月30日、令和7年度第1回多賀城市立図書館運営審議会が開催予定でしたが、同日発生したカムチャツカ半島付近を震源とする地震により宮城県に津波警報が発令されたことを受け中止しました。近日中の再開催が難しいことから書面による会議を招集しました。

8月7日から8月8日までの2日間、大代地区公民館主催で、同公民館及び東松島市防災体験型宿泊施設KIBOTCHA（キボッチャ）で防災キャンプを開催し、児童・生徒21名、地域の方3名が参加しました。東松島市で被災された方による講話、担架づくり、ロープワーク及び被災地見学等を行いました。

8月23日、校庭キャンプを城南小学校の校庭で開催し、同校の児童とその家族26世帯113名が参加しました。ハウス食品株式会社や浮島地区自治会、わくわく広場スタッフの協力を得ながら、カレー作りや謎解きゲーム、花火など、親子でのふれあいをとおして家庭での教育力の向上を図りました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

■文化財課関係

7月26日、「文香」－香りの文化にふれる－を多賀城史遊館で開催し、24名が参加しました。

7月27日、公益財団法人仙台観光国際協会主催の仙台旅先コレクションブース in 青葉山が仙台市の青葉山公園仙臺緑彩館で開催され、市民文化創造課及び多賀城市観光協会がまが玉づくりと貝絵付け体験及び物品販売ブースで出店し、まが玉づくり10組、貝絵付け3組の参加がありました。

8月9日、名勝「興井」環境美化企画「きれいな興井をみてもらい隊」を八幡地区で開催し、興井の清掃活動を行い、15名が参加しました。

（別表）社会教育事業等の開催状況（7月15日から8月18日まで）

○市民会館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
7月21、25、31日（3回）	主催事業「ピアノで遊ぼう」	計39名	市会

7月21日	仙台育英学園書道パフォーマンス披露 仙台育英学園書道部員ほか16名	80名	市会
7月23日	主催事業「アートワークショップ」 講師：多賀城市出身画家 タカハシシオン氏	43名	市会
7月27日	主催事業「コンサートで避難訓練」 出演依頼：ダンスサークル J i g g y .	483名 (内出演者123名)	市会
7月29、30、 31日 (3回)	主催事業「たがぶん自習室」	計14名	市会
8月1、13、 14日 (3回)	主催事業「夏休み子ども月間 たがぶん自習室」	計19名	市会
8月2日	主催事業「書道ワークショップ」 講師：仙台育英書道部生徒・顧問11名	92名	市会
8月3日	主催事業「ロビー&ステージ」	2,289名	市会
8月9日	主催事業「七夕ミニコンサート」	54名	市会
8月13、14 日	主催事業「夏休み子ども月間 たがぶんパーク」	計90名	市会
8月13、14 日	主催事業「夏休み子ども月間 ピアノと遊ぼう」 ※中学生以下限定	計18名	市会

○中央公民館

開催日	内容	参加者数	会場
7月23日	出前映画会「じしんだ！ミーちゃんのぼうさいくん れん」 「まんが日本昔ばなし」	77名	天真小 放課後 児童ク
7月25日	高齢者教育事業 多賀城大学『「テキスト分析」で 読み解く「ごんぎつね」』 講師：仙台白百合女子大学特任教授 鈴木昌弘氏	41名	中公
7月26日	青少年教育事業「子どもコマ大戦in中央公民館場所」 講師：株式会社 岩沼精工の皆さん	22名	中公

8月1日	出前映画会「あ 危ない きみならどうする」 「リトルモンスター1」	38名	多賀城 小学校 放課後 児童ク
8月6日	高齢者教育事業 多賀城大学「“相続”と“争続” のはなし」 講師：明治安田生命保険相互会社 ファイナンシャ ル・プランニング技能士 櫛引伸昭氏	39名	中公
8月8日	出前映画会「トムとジェリー」	78名	天真小 放課後 児童ク
8月11日	和室子ども映画会「みんなの童話（みにくいアヒル の子、赤い靴）」「ポリアンナ物語」「楽しいムー ミン一家」	20名	中公

○山王地区公民館

開催日	内容	参加者数	会場
7月16日	高齢者教育事業 山王大学「地球温暖化とは？～そ の原因と影響～」 講師：ストップ温暖化センターみやぎ 宮城県地球 温暖化防止活動推進員 西本正文氏	20名	山公
7月19日	成人教育事業「手話ソング♪～楽しく簡単に手話を 学ぶ講座～」全5回のうち第2回目 講師：小野寺富美子氏	13名	山公
7月25日	家庭教育事業「夏休み親子野外シアター」 上映作品「虹色ほたる～永遠の夏休み～」	16名	山公
7月26日	青少年教育事業「夏休みこどもD I Y教室」 講師：たかのD I Yスタジオ たかのひろみ 氏	12名	山公
7月29日	地域交流事業「施設無料開放」 同時開催「卓球&バドミントン体験会」	4名	山公
8月2日	成人教育事業「手話ソング♪～楽しく簡単に手話を 学ぶ講座～」全5回のうち第3回目 講師：小野寺 富美子 氏	12名	山公
8月3日	青少年教育事業「夏休み自由研究対策！こども体験 塾」 講師：仙台螺子株式会社、大代地区公民館職員	8名	山公

8月14日	地域交流事業「施設無料開放」 同時開催「卓球&バドミントン体験会」	5名	山公
-------	--------------------------------------	----	----

○大代地区公民館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
7月17日～ 8月16日 (計4回)	地域交流事業「集いの広場」 (体育室等の空き部屋開放)	計14名	大公
7月29日～ 8月11日 (計4回)	地域交流事業「施設自由開放」 (体育室開放)	計29名	大公
8月7日～ 8日	青少年教育事業「防災キャンプ」 協力：大代食生活改善推進委員会、多賀城高校、東豊中学校、エネオス、地域の方々	24名	大公

○市立図書館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
7月16日	「ママとパパのためのベビーヨガと育児相談会」 講師：ベビーマッサージ・ベビーヨガ指導者 川村恵理香氏	13名	市図
7月18日	「夜活 1日の終わりにYOGA教室」 講師：ヨガインストラクター工藤葉子氏	7名	市図
7月19日～ 7月20日	「夏休みぬいぐるみおとまり会」	15名	市図
7月20日	「つながるビジネス書倶楽部～人生100年時代に新しい視点をくれる本～」 講師：本のソムリエ 二本柳保氏	2名	市図
7月20日	「みんなで楽しむボドゲの日」	9名	市図
7月22日	「気軽にEnglishカフェ」 講師：TES英会話教室 七島美津恵氏	5名	市図
7月24日	「おやこが笑顔になるベビーマッサージとふれあい遊び」 講師：チャイルドケアスペシャリスト 遠藤しのぶ氏	11名	市図
7月26日	キッズクラフト「七夕の短冊を作ろう」	19名	市図
7月26日	タガナツ2025	543名	市図

7月27日	「暮らしによりそう花と緑のワークショップ キッチンハーブのハンギング」 講師：株式会社 多賀城フラワー	13名	市図
7月19日～ 8月8日	「星にねがいを！たんざくをかこう」	計104名	市図
8月2日	「夏のスペシャルおはなし会 しゅわでおはなし会」 講師：まほうの手お出かけ隊	34名	市図
8月2日	「仙台育英学園の高校生と楽しくつくろう！キャクキ ャクといっしょ！」 講師：仙台育英高等学校	99名	市図
8月3日 (2回)	「絵本『もののけしよくどう うらめしや』作者から 学ぶストーリー構成ともののけアートづくり」 講師：株式会社HONNOWN（絵本作家たにむらのりあき氏）	計21名	市図
8月3日 (2回)	「絵本作家 たにむらのりあき氏によるサイン会」 講師：株式会社HONNOWN（絵本作家たにむらのりあき氏）	計24名	市図
8月3日	「野球盤やってみない？」	6名	山公 分室
8月6日	「英語の本を楽しもう英語多読サロン」	4名	市図
8月9日	「夏のスペシャルおはなし会 かみしばいのおはなし会」 講師：紙芝居文化の会みやぎ	30名	市図
8月9日	「図書館探検 館長と巡る図書館ツアー」	5名	市図
8月9日	「野球盤やってみない？」	5名	山公 分室
8月9日	「チェスやってみない？」	3名	大公 分室
8月16日	「大人のワークショップ サロンde書」 講師：書家 大塚耕志郎氏	6名	市図
8月16日	「サロンde書 夏休み親子企画 もじで遊ぼう、書道 の時間」 講師：書家 大塚耕志郎氏	6名	市図
8月16日	「夏のスペシャルおはなし会 えいごのおはなし会」 講師：バイリンガル絵本読み聞かせインストラクター 京さとみ氏	36名	市図
8月17日	「みんなで楽しむボドゲの日」	10名	市図

○総合体育館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
7月28日～ 8月18日 (計3回)	社会体育事業「健康・スポーツ相談室」 講師：株式会社activebody	計3名	総体
7月20日	社会体育事業「多賀城市民スポーツ大会卓球大会」 運営：多賀城市卓球協会	108名	総体
8月3日	社会体育事業「多賀城市民スポーツ大会なわとび大会」 運営：スポーツクラブ	80名	総体
7月15日～ 8月18日 (計4回)	地域スポーツ指導者派遣事業 申請団体：Kiitos、希望サークル、鶴ヶ谷はつらつ 会、桜木長寿会	計48名	市内
7月15日～ 8月16日 (計11回)	介護福祉課委託事業「健康ストレッチ教室」	計314名	市会 山公 大公 ヘルス

【凡例】

市会：市民会館 中公：中央公民館 山公：山王地区公民館
 大公：大代地区公民館 市図：市立図書館 総体：総合体育館
 ヘルス：シルバーヘルスプラザ STEP：さんみらい多賀城イベントプラザ

令和7年8月28日提出

多賀城市教育委員会
 教育長 麻生川 敦

臨時代理事務報告第 13 号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和 47 年多賀城市教育委員会規則第 7 号）第 3 条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第 6 条第 4 号の規定により報告する。

令和 7 年 8 月 28 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和7年8月25日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

企画第935号
令和7年8月25日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長

議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について（照会）

このことについて、下記の議案を令和7年第3回市議会定例会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 議案名

行政コスト計算に基づく受益者負担の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例について

2 議案内容

別紙議案及び議案資料のとおり

担当：企画課行政管理係 板橋



議案第 号

行政コスト計算に基づく受益者負担の適正化に伴う関係条

例の整備に関する条例について

行政コスト計算に基づく受益者負担の適正化に伴う関係条例の整備に
関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 8 日 提出

多賀城市長 深谷 晃祐

行政コスト計算に基づく受益者負担の適正化に伴う関係条

例の整備に関する条例

(多賀城市公民館条例の一部改正)

第 1 条 多賀城市公民館条例（昭和 5 2 年多賀城市条例第 9 号）の一部
を次のように改正する。

別表第 1 号の表中

「

800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円
800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円
800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円
1,500円	2,200円	3,400円	3,800円	5,700円	7,300円
700円	800円	1,100円	1,500円	1,900円	2,700円
950円	1,100円	1,500円	2,100円	2,700円	3,600円
700円	950円	1,200円	1,600円	2,200円	2,900円
700円	800円	1,100円	1,500円	1,900円	2,700円
400円	500円	700円	950円	1,200円	1,600円
1,900円	3,100円	4,200円	5,100円	7,300円	9,300円
1,600円	2,700円	3,700円	4,400円	6,400円	8,100円
350円	400円	500円	750円	950円	1,300円
800円	1,100円	1,600円	1,900円	2,800円	3,600円
1,600円	2,400円	3,000円	4,000円	5,400円	7,000円
500円	500円	800円	1,000円	1,300円	1,900円
500円	500円	800円	1,000円	1,300円	1,900円
500円	750円	950円	1,300円	1,700円	2,200円
500円	750円	950円	1,300円	1,700円	2,200円
500円	750円	950円	1,300円	1,700円	2,200円
800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円
800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円
800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円
800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円

800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円
800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円
1時間当たり1面につき400円（夜間照明設備を併せて使用する場合には、当該額に1時間当たり1面につき700円を加算する。）					
1,600円	2,400円	3,000円	4,000円	5,400円	7,000円
500円	750円	950円	1,300円	1,700円	2,200円
500円	750円	950円	1,300円	1,700円	2,200円
500円	750円	950円	1,300円	1,700円	2,200円
800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円
800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円
800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円
800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円

」

を

「

950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円
950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円
950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円
1,800円	2,600円	4,050円	4,400円	6,650円	8,450円
800円	950円	1,300円	1,750円	2,250円	3,050円
1,100円	1,300円	1,800円	2,400円	3,100円	4,200円
800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,300円
800円	950円	1,300円	1,750円	2,250円	3,050円
450円	600円	800円	1,050円	1,400円	1,850円
2,250円	3,700円	5,000円	5,950円	8,700円	10,950円
1,900円	3,200円	4,400円	5,100円	7,600円	9,500円
400円	450円	600円	850円	1,050円	1,450円
950円	1,300円	1,900円	2,250円	3,200円	4,150円
1,900円	2,850円	3,600円	4,750円	6,450円	8,350円
600円	600円	950円	1,200円	1,550円	2,150円
600円	600円	950円	1,200円	1,550円	2,150円

600円	900円	1,100円	1,500円	2,000円	2,600円
600円	900円	1,100円	1,500円	2,000円	2,600円
600円	900円	1,100円	1,500円	2,000円	2,600円
950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円
950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円
950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円
950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円
950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円
950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円
950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円
1時間当たり1面につき450円（夜間照明設備を併せて使用する場合には、当該額に1時間当たり1面につき800円を加算する。）					
1,900円	2,850円	3,600円	4,750円	6,450円	8,350円
600円	900円	1,100円	1,500円	2,000円	2,600円
600円	900円	1,100円	1,500円	2,000円	2,600円
600円	900円	1,100円	1,500円	2,000円	2,600円
950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円
950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円
950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円
950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円

」

に改め、別表第2号の表設備器具の項中「8,800円」を「10,550円」に改め、別表備考5中「800円」を「950円」に改める。

（多賀城市民会館条例の一部改正）

第2条 多賀城市民会館条例（昭和61年多賀城市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中

「

32,500円	49,600円	68,200円	82,200円	117,000円	150,000円
44,800円	66,700円	83,800円	111,000円	150,000円	195,000円

41,800円	65,200円	88,400円	107,000円	153,000円	195,000円
59,000円	87,000円	108,000円	146,000円	195,000円	254,000円
49,600円	74,500円	102,000円	124,000円	177,000円	226,000円
68,200円	99,400円	124,000円	167,000円	224,000円	292,000円
66,700円	99,400円	135,000円	166,000円	235,000円	301,000円
90,100円	133,000円	166,000円	223,000円	300,000円	390,000円
83,800円	123,000円	168,000円	207,000円	291,000円	375,000円
107,000円	160,000円	219,000円	267,000円	380,000円	487,000円
7,500円	12,300円	15,400円	19,900円	27,800円	35,400円
10,600円	15,400円	20,000円	26,100円	35,500円	46,200円
10,600円	15,400円	20,000円	26,100円	35,500円	46,200円
13,800円	20,000円	26,200円	33,800円	46,300円	60,100円
12,300円	16,900円	24,800円	29,200円	41,700円	54,100円
15,400円	23,100円	31,000円	38,600円	54,200円	69,700円
15,400円	23,100円	32,500円	38,600円	55,600円	71,100円
20,000円	31,000円	41,800円	51,100円	72,900円	93,000円
20,000円	29,400円	40,300円	49,400円	69,700円	89,700円
24,800円	38,600円	52,800円	63,400円	91,400円	116,000円
3,300円	4,900円	6,800円	8,200円	11,700円	15,100円
4,500円	6,700円	8,500円	11,200円	15,200円	19,800円
4,200円	6,400円	8,800円	10,600円	15,300円	19,500円
5,800円	8,600円	11,000円	14,500円	19,600円	25,500円
4,900円	7,400円	10,300円	12,300円	17,700円	22,600円
6,800円	10,000円	12,900円	16,900円	23,000円	29,800円
6,700円	10,000円	13,800円	16,800円	23,800円	30,600円
9,200円	13,500円	17,100円	22,800円	30,700円	39,900円
9,200円	12,300円	16,900円	21,600円	29,200円	38,500円
10,600円	16,900円	23,100円	27,600円	40,000円	50,700円
1,500円	2,200円	3,400円	3,800円	5,700円	7,300円
400円	700円	950円	1,100円	1,600円	2,100円
700円	1,100円	1,400円	1,800円	2,500円	3,300円
1,100円	1,500円	2,100円	2,700円	3,700円	4,800円
1,100円	1,600円	2,200円	2,800円	3,900円	5,100円
500円	800円	1,200円	1,300円	2,100円	2,600円

500円	700円	1,100円	1,200円	1,800円	2,400円
500円	800円	1,100円	1,300円	1,900円	2,500円

」

を

「

39,000円	59,500円	81,800円	98,500円	141,300円	180,300円
53,750円	80,000円	100,550円	133,750円	180,550円	234,300円
50,150円	78,200円	106,050円	128,350円	184,250円	234,400円
70,800円	104,400円	129,600円	175,200円	234,000円	304,800円
59,500円	89,400円	122,400円	148,900円	211,800円	271,300円
81,800円	119,250円	148,800円	201,050円	268,050円	349,850円
80,000円	119,250円	162,000円	199,250円	281,250円	361,250円
108,100円	159,600円	199,200円	267,700円	358,800円	466,900円
100,550円	147,600円	201,600円	248,150円	349,200円	449,750円
128,400円	192,000円	262,800円	320,400円	454,800円	583,200円
9,000円	14,750円	18,450円	23,750円	33,200円	42,200円
12,700円	18,450円	24,000円	31,150円	42,450円	55,150円
12,700円	18,450円	24,000円	31,150円	42,450円	55,150円
16,550円	24,000円	31,400円	40,550円	55,400円	71,950円
14,750円	20,250円	29,750円	35,000円	50,000円	64,750円
18,450円	27,700円	37,200円	46,150円	64,900円	83,350円
18,450円	27,700円	39,000円	46,150円	66,700円	85,150円
24,000円	37,200円	50,150円	61,200円	87,350円	111,350円
24,000円	35,250円	48,350円	59,250円	83,600円	107,600円
29,750円	46,300円	63,350円	76,050円	109,650円	139,400円
3,950円	5,850円	8,150円	9,800円	14,000円	17,950円
5,400円	8,000円	10,200円	13,400円	18,200円	23,600円
5,000円	7,650円	10,550円	12,650円	18,200円	23,200円
6,950円	10,300円	13,200円	17,250円	23,500円	30,450円
5,850円	8,850円	12,350円	14,700円	21,200円	27,050円
8,150円	12,000円	15,450円	20,150円	27,450円	35,600円
8,000円	12,000円	16,550円	20,000円	28,550円	36,550円

11,000円	16,200円	20,500円	27,200円	36,700円	47,700円
11,000円	14,750円	20,250円	25,750円	35,000円	46,000円
12,700円	20,250円	27,700円	32,950円	47,950円	60,650円
1,800円	2,600円	4,050円	4,400円	6,650円	8,450円
450円	800円	1,100円	1,250円	1,900円	2,350円
800円	1,300円	1,650円	2,100円	2,950円	3,750円
1,300円	1,800円	2,500円	3,100円	4,300円	5,600円
1,300円	1,900円	2,600円	3,200円	4,500円	5,800円
600円	950円	1,400円	1,550円	2,350円	2,950円
600円	800円	1,300円	1,400円	2,100円	2,700円
600円	950円	1,300円	1,550円	2,250円	2,850円

」

に改め、別表第2号の表中「17,700円」を「21,200円」

に改め、別表備考8中「5,400円」を「6,450円」に改める。

（多賀城市体育施設条例の一部改正）

第3条 多賀城市体育施設条例（平成16年多賀城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中

「

2,100円	3,000円	4,500円	9,700円
4,500円	6,100円	9,200円	19,900円
4,500円	6,100円	9,200円	19,900円
9,200円	12,300円	18,600円	40,200円
13,800円	18,600円	27,800円	60,200円
27,800円	37,200円	55,900円	120,000円
83,800円	111,000円	166,000円	362,000円
1,200円	1,600円	2,600円	5,500円
2,600円	3,600円	5,400円	11,600円
2,600円	3,600円	5,400円	11,600円
5,400円	7,300円	11,000円	23,700円

8,100円	11,000円	16,600円	35,800円
16,600円	22,300円	33,300円	72,300円
50,200円	67,000円	100,000円	218,000円
950円	1,200円	1,400円	3,600円
全日 1 時間につき 350円			
全日 1 時間につき 350円			
午前、午後、夜間各 1 回につき 1,400円			
午前、午後、夜間各 1 回につき 3,000円			
午前、午後、夜間各 1 回につき 3,000円			
午前、午後、夜間各 1 回につき 6,100円			
午前、午後、夜間各 1 回につき 1,400円			
午前、午後、夜間各 1 回につき 3,000円			
午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 枚につき 100円			
午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 枚につき 150円			
午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 台につき 80円			
午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 台につき 150円			
午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 脚につき 40円			
午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 脚につき 80円			
1 コース 1 時間につき 3,600円			
1 時間につき 350円			
1 面当たり 1 時間につき 350円			
1 面当たり 1 時間につき 700円			
1 面当たり 1 時間につき 600円			

」

を

「

2,500円	3,600円	5,400円	11,500円
5,400円	7,300円	11,000円	23,700円
5,400円	7,300円	11,000円	23,700円
11,000円	14,750円	22,300円	48,050円
16,550円	22,300円	33,350円	72,200円
33,350円	44,600円	67,050円	145,000円

100,550円	133,200円	199,200円	432,950円
1,400円	1,900円	3,100円	6,400円
3,100円	4,300円	6,450円	13,850円
3,100円	4,300円	6,450円	13,850円
6,450円	8,750円	13,200円	28,400円
9,700円	13,200円	19,900円	42,800円
19,900円	26,750円	39,950円	86,600円
60,200円	80,400円	120,000円	260,600円
1,100円	1,400円	1,650円	4,150円
全日 1 時間につき 400円			
全日 1 時間につき 400円			
午前、午後、夜間各 1 回につき 1,650円			
午前、午後、夜間各 1 回につき 3,600円			
午前、午後、夜間各 1 回につき 3,600円			
午前、午後、夜間各 1 回につき 7,300円			
午前、午後、夜間各 1 回につき 1,650円			
午前、午後、夜間各 1 回につき 3,600円			
午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 枚につき 150円			
午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 枚につき 200円			
午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 台につき 150円			
午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 台につき 200円			
午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 脚につき 80円			
午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 脚につき 150円			
1 コース 1 時間につき 4,300円			
1 時間につき 400円			
1 面当たり 1 時間につき 400円			
1 面当たり 1 時間につき 800円			
1 面当たり 1 時間につき 700円			

」

に改め、同表備考 9 中「150円」を「200円」に、「100円」を「150円」に改め、同表備考 10 中「7,500円」を「9,000円」に改め、同表備考 11 中「3,500円」を

「４，０００円」に、「１，７５０円」を「２，０００円」に改め、
別表第２号の表中

「

午前、午後、夜間各１回につき	１５０円
午前、午後、夜間各１回につき	２００円
３時間につき	１５０円
３時間につき	２００円
２時間につき	３５０円（７月１日から８月３１日までにあつては、 ２００円）
２時間につき	７００円
２時間につき	２００円（７月１日から８月３１日までにあつては、 １５０円）
１時間につき	２００円

」

を

「

午前、午後、夜間各１回につき	２００円
午前、午後、夜間各１回につき	３００円
３時間につき	２００円
３時間につき	３００円
２時間につき	４００円（７月１日から８月３１日までにあつては、 ３００円）
２時間につき	８００円
２時間につき	３００円（７月１日から８月３１日までにあつては、 ２００円）
１時間につき	３００円

」

に改め、同表備考３（１）中「３，５００円」を「４，０００円」に、
「１，７５０円」を「２，０００円」に改め、同表備考３（２）中

「 3 , 5 0 0 円 」 を 「 4 , 0 0 0 円 」 に 、 「 1 , 0 0 0 円 」 を 「 1 , 5 0 0 円 」 に改める。

(多賀城市市民活動サポートセンター条例の一部改正)

第 4 条 多賀城市市民活動サポートセンター条例 (平成 2 0 年多賀城市条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 号の表中

「

5 0 0 円	7 5 0 円	8 0 0 円	1, 3 0 0 円	1, 6 0 0 円	2, 1 0 0 円
4 0 0 円	6 0 0 円	6 5 0 円	1, 0 0 0 円	1, 2 0 0 円	1, 6 0 0 円
5 0 0 円	7 5 0 円	8 0 0 円	1, 3 0 0 円	1, 6 0 0 円	2, 1 0 0 円
5 0 0 円	7 5 0 円	8 0 0 円	1, 3 0 0 円	1, 6 0 0 円	2, 1 0 0 円
1, 2 0 0 円	1, 6 0 0 円	1, 8 0 0 円	2, 8 0 0 円	3, 4 0 0 円	4, 7 0 0 円
4 0 0 円	6 0 0 円	6 5 0 円	1, 0 0 0 円	1, 2 0 0 円	1, 6 0 0 円
4 0 0 円	6 0 0 円	6 5 0 円	1, 0 0 0 円	1, 2 0 0 円	1, 6 0 0 円

」

を

「

6 0 0 円	9 0 0 円	9 5 0 円	1, 5 0 0 円	1, 8 5 0 円	2, 4 5 0 円
4 5 0 円	7 0 0 円	7 5 0 円	1, 1 5 0 円	1, 4 5 0 円	1, 9 0 0 円
6 0 0 円	9 0 0 円	9 5 0 円	1, 5 0 0 円	1, 8 5 0 円	2, 4 5 0 円
6 0 0 円	9 0 0 円	9 5 0 円	1, 5 0 0 円	1, 8 5 0 円	2, 4 5 0 円
1, 4 0 0 円	1, 9 0 0 円	2, 1 5 0 円	3, 3 0 0 円	4, 0 5 0 円	5, 4 5 0 円
4 5 0 円	7 0 0 円	7 5 0 円	1, 1 5 0 円	1, 4 5 0 円	1, 9 0 0 円
4 5 0 円	7 0 0 円	7 5 0 円	1, 1 5 0 円	1, 4 5 0 円	1, 9 0 0 円

」

に改め、同表備考 3 中 「 3 5 0 円 」 を 「 4 0 0 円 」 に改め、別表第 2 号の表事務用ブースの項中 「 1 , 2 0 0 円 」 を 「 1 , 4 0 0 円 」 に改

め、別表第３号の表事務用ロッカーの項中「３００円」を「３５０円」に改める。

（多賀城市手数料条例の一部改正）

第５条 多賀城市手数料条例（平成１２年多賀城市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

別表(1) 課税証明の項中「２００円」を「３００円。ただし、多機能端末機（多賀城市印鑑条例（昭和６２年多賀城市条例第１３号）第１７条に規定する多機能端末機をいう。以下同じ。）による交付にあつては、１枚につき２００円とする。」に改め、同表(2) 納税証明の項、同表(3) 固定資産課税台帳登録事項証明及び公課証明の項、同表(4) 前３号に定めるもののほか、市税に関する証明の項、同表(5) 固定資産課税台帳及び地図の閲覧の項及び同表(6) 住民基本台帳の閲覧の項中「２００円」を「３００円」に改め、同表(7) 住民票の写しの交付の項中「２００円」を「３００円」に、「他市町村の住民基本台帳に記録されている者又は世帯全員の住民票の写しにあつては、１枚につき３００円とする」を「多機能端末機による交付にあつては、１枚につき２００円とする」に改め、同表(8) 除かれた住民票の写し、戸籍の附票及び除かれた戸籍の附票の写しの交付の項、同表(9) 住民票の記載事項に関する証明の項及び同表(10) 印鑑登録証の交付の項中「２００円」を「３００円」に改め、同表(11) 印鑑証明書の交付の項中「２００円」を「３００円。ただし、多機能端末機による交付にあつては、１件につき２００円とする。」に改め、同表(12) 身分証明の項及び同表(13) 埋火葬に関する証明の項中「２００円」

を「３００円」に改め、同表(14) 戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）の規定に基づく事務の項中「４５０円」の次に「。ただし、多機能端末機による交付にあっては、１通につき３５０円とする。」を加え、同表(25) その他の証明の項中「２００円」を「３００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次項から附則第４項までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 第１条の規定による改正後の多賀城市公民館条例別表に定める額の範囲内における同条の規定による改正前の多賀城市公民館条例第１３条第２項の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 第２条の規定による改正後の多賀城市民会館条例別表に定める額の範囲内における同条の規定による改正前の多賀城市民会館条例第１１条第２項の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。
- 4 第３条の規定による改正後の多賀城市体育施設条例別表に定める額の範囲内における同条の規定による改正前の多賀城市体育施設条例第１２条第２項の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 5 第1条の規定による改正後の多賀城市公民館条例別表、第2条の規定による改正後の多賀城市民会館条例別表及び第4条の規定による改正後の多賀城市市民活動サポートセンター条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前までの許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に発行されている第3条の規定による改正前の多賀城市体育施設条例別表第1号の表備考11のテニスコートの回数券及び同条例別表第2号の表備考3の水泳プールの回数券は、それぞれ第3条の規定による改正後の多賀城市体育施設条例別表第1号の表備考11のテニスコートの回数券及び同条例別表第2号の表備考3の水泳プールの回数券とみなす。
- 7 第5条の規定による改正後の多賀城市手数料条例別表の規定は、施行日以後の申請受付に係る手数料について適用し、施行日前までの申請受付に係る手数料については、なお従前の例による。

行政コスト計算に基づく受益者負担の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例について

1 制定の趣旨

行政コスト計算に基づき、公の施設の使用料及び証明書等発行手数料（以下「使用料等」という。）の収入とランニングコストとの間に乖離が見られる施設等について、使用料等の改定を行うこととし、行政コスト計算に基づく受益者負担の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するもの

2 使用料等改定等の方針

(1) 行政コスト計算に基づく使用料等の改定

行政コスト計算に基づき、使用料等の収入と人件費、委託料、役務費等、事業を経常的に維持管理するための経費であるランニングコストを比較し、使用料等収入とランニングコストとの間に乖離が見られる施設等について、受益者負担と実負担の見直しにより、次のとおり改定を行うこととする。

ア 改定率

利用者負担の激変を緩和するため、原則として改定率の上限を1.2倍とし、以下のとおり使用料等の見直しを行う（状況により引上げを行わない場合を除く。）。

(ア) 乖離率が1.0倍以下の施設又は業務

行政コスト計算に伴う使用料の引上げを行わない。

(イ) 乖離率が1.0倍を超え1.2倍以下の施設又は業務

当該乖離率に応じた使用料の引上げを行う。

(ウ) 乖離率が1.2倍を超える施設又は業務

1.2倍を上限として使用料の引上げを行う。

イ 端数処理の方法

次の方法により、実施することとする。

改定後使用料等の額	端数処理方法	計算例
100円以上	十の位が0～4の場合「0」 十の位が5～9の場合「5」	$300円 \times 1.2 = 360円 \Rightarrow 350円$ $1,350円 \times 1.2 = 1,620円 \Rightarrow 1,600円$ $9,300円 \times 1.2 = 11,160円 \Rightarrow 11,150円$ $49,600円 \times 1.2 = 59,520円 \Rightarrow 59,500円$

※一部の使用料（市民プール及びテニスコートの回数券等）については、一時使用とのバランスを考慮し、調整を行う。

ウ 少額使用料等の改定率の例外

現行の使用料等の単価が250円未満の少額であるものは、上記アの改定率にかかわらず、1.5倍又は2.0倍を上限とする。

例えば、現行の使用料等が100円の施設においては、1.2倍とした場合に120円となるが、端数処理により100円に切り捨てられ、据え置かれ続けることとなることから、少額のものについて例外的な取扱いとするものである。

具体的には、現行の使用料等が、100円未満のものは2.0倍、100円以上250円未満のものは1.5倍の改定率とする。

エ コンビニ交付手数料の取扱い

各種証明書等申請者の利便性向上のために導入しているコンビニでの交付について更なる利用促進を図るため、コンビニでの証明書交付手数料については現行手数料に据置き又は減額とする。

(2) 公の施設使用料無償化等の取扱い

子ども、高齢者、障害者及び一部利用目的における無償化等の適用

施設使用料について、次に掲げる区分ごとに無償化等を行うもの

ア 市内在住の子ども（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）の個人利用 使用料無償

イ 市内在住の高齢者（65歳以上）の個人利用 使用料半額

ウ 市内在住の障害者（全等級、介助者1名）の個人利用 使用料半額

エ 障害福祉向上に資する目的の利用 使用料半額

3 改正の概要

下記の条例について一括整備条例を制定することにより、使用料等の改定を行うもの

(1) 行政コスト計算に基づく公の施設の使用料の改定

ア 多賀城市公民館条例（昭和52年多賀城市条例第9号）の一部改正（第1条関係）

イ 多賀城市民会館条例（昭和61年多賀城市条例第22号）の一部改正（第2条関係）

ウ 多賀城市体育施設条例（平成16年多賀城市条例第12号）の一部改正（第3条関係）

エ 多賀城市市民活動サポートセンター条例（平成20年多賀城市条例第2号）の一部改正（第4条関係）

(2) 行政コスト計算に基づく証明書等窓口手数料の改定

多賀城市手数料条例（平成12年多賀城市条例第10号）の一部改正（第5条関係）

※子ども、高齢者及び障害者の無償化等の適用については、関係規則による減免規定を適用する。

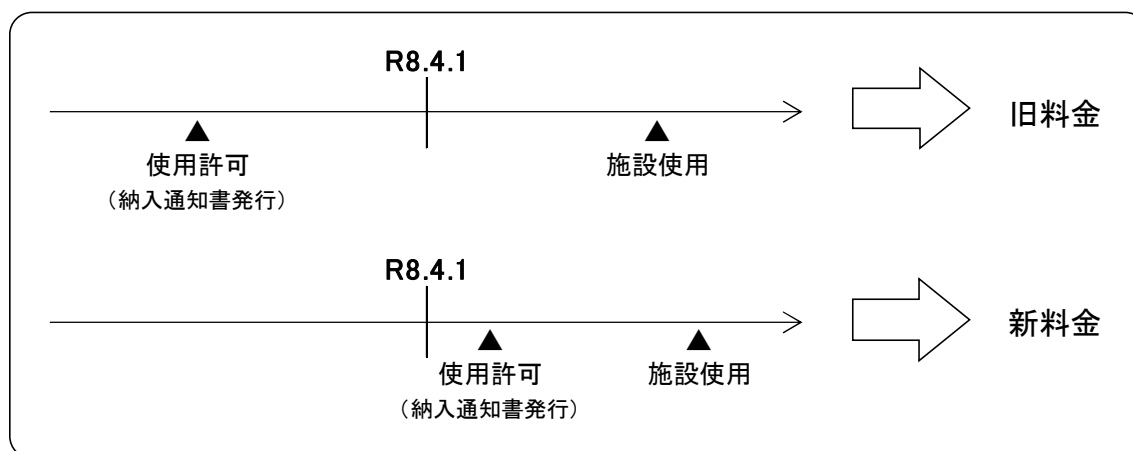
4 施行期日（料金改定）

令和8年4月1日

5 使用料等の改定の基準日等について

(1) 公の施設の使用料の改定基準日：使用許可日が基準（附則第5項関係）

第1条の規定による改正後の多賀城市公民館条例別表、第2条の規定による改正後の多賀城市民会館条例別表及び第4条の規定による改正後の多賀城市市民活動サポートセンター条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前までの許可に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの

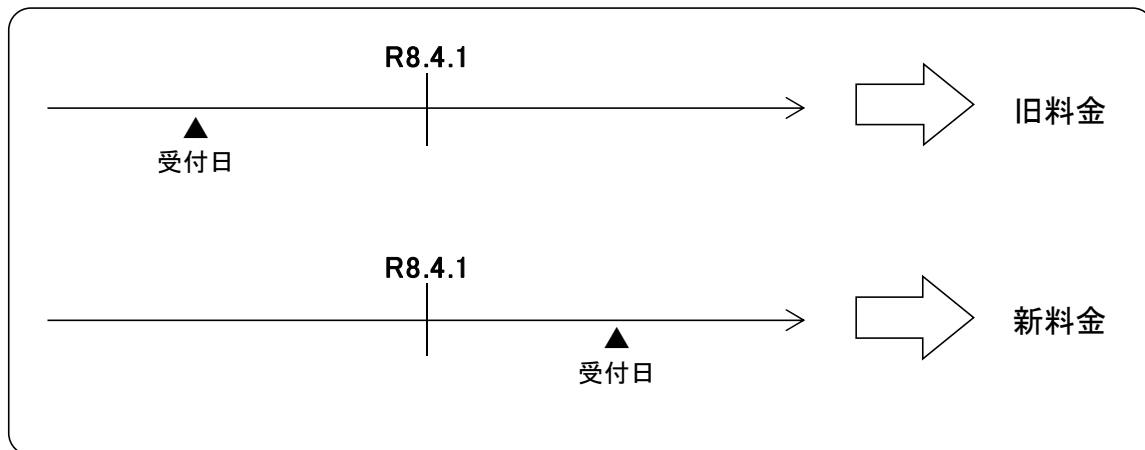


(2) 使用料改定に係るその他の経過措置等（附則第2項から4項まで及び第6項関係）

第1条の規定による改正後の多賀城市公民館条例別表、第2条の規定による改正後の多賀城市民会館条例別表及び第3条の規定による改正後の多賀城市体育施設条例別表に定める額の範囲内における指定管理者が設定する利用料金に対する教育委員会の承認について、施行日前にあらかじめ行うことができることとするほか、同条の規定による改正前の多賀城市体育施設条例別表の規定に基づく利用料金（以下「旧料金」という。）で既に発行されているテニスコート及び水泳プールの回数券について、施行日後であっても旧料金で利用できることとするもの

(3) 証明書等窓口手数料の改定基準日：申請受付日が基準（附則第7項関係）

第5条の規定による改正後の多賀城市手数料条例別表の規定は、施行日以後の申請受付に係る手数料について適用し、施行日前までの申請受付に係る手数料については、なお従前の例によることとするもの



旧

多賀城市公民館条例

昭和52年3月28日

条例第9号

本則 略

附則 略

別表（第8条関係）

(1) 各室使用料

使用時間 使用区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後9時3 0分
中央公民館	第1会議室	800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円
	第2会議室	800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円
	第3会議室	800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円
	第4会議室	1,500円	2,200円	3,400円	3,800円	5,700円	7,300円
	第5会議室	700円	800円	1,100円	1,500円	1,900円	2,700円
	第1和室	950円	1,100円	1,500円	2,100円	2,700円	3,600円
	第2和室	700円	950円	1,200円	1,600円	2,200円	2,900円
	第3和室	700円	800円	1,100円	1,500円	1,900円	2,700円
	茶室	400円	500円	700円	950円	1,200円	1,600円
	料理実習室	1,900円	3,100円	4,200円	5,100円	7,300円	9,300円
	創作室	1,600円	2,700円	3,700円	4,400円	6,400円	8,100円
	児童創作室	350円	400円	500円	750円	950円	1,300円
	会議室	800円	1,100円	1,600円	1,900円	2,800円	3,600円
	体育館	1,600円	2,400円	3,000円	4,000円	5,400円	7,000円
山王地区公民館	第1児童室兼創作室	500円	500円	800円	1,000円	1,300円	1,900円
	第2児童室兼創作室	500円	500円	800円	1,000円	1,300円	1,900円
	第1和室	500円	750円	950円	1,300円	1,700円	2,200円
	第2和室	500円	750円	950円	1,300円	1,700円	2,200円
	第3和室	500円	750円	950円	1,300円	1,700円	2,200円
	調理講座室	800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円
	第1会議室	800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円
	第2会議室	800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円

大 代 地 区 公 民 館	第 3 会議室	800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円
	講座室	800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円
	視聴覚室	800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円
	庭球場	1 時間当たり 1 面につき 4 0 0 円（夜間照明設備を併せて使用する場合には、当該額に 1 時間当たり 1 面につき 7 0 0 円を加算する。）					
	体育室	1,600円	2,400円	3,000円	4,000円	5,400円	7,000円
	第 1 和室	500円	750円	950円	1,300円	1,700円	2,200円
	第 2 和室	500円	750円	950円	1,300円	1,700円	2,200円
	第 3 和室	500円	750円	950円	1,300円	1,700円	2,200円
	調理室	800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円
	第 1 会議室	800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円
	第 2 会議室	800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円
	視聴覚室	800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円

(2) 設備器具使用料

区分	使用料（午前、午後、夜間の区分ごと 1 点につき）
設備器具	8, 8 0 0 円以内で市長が定める額

備考

1～4 略

5 各室を使用する場合で冷暖房機を使用するときの各室使用料は、第 1 号の表及び備考 4 に定める使用料の額に、冷房又は暖房をするときごとに 1 時間につき 8 0 0 円 以内で市長が定める額をそれぞれ加算した額とする。この場合において、使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数は、1 時間に切り上げる。

6 略

多賀城市民会館条例

昭和61年12月16日

条例第22号

本則 略

附則 略

別表（第6条関係）

(1) 各室使用料

使用時間 使用区分			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
			午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後9時3 0分
ル	大ホ	入場料等を徴 しない場合	平 日	<u>32,500円</u>	<u>49,600円</u>	<u>68,200円</u>	<u>82,200円</u>	<u>150,000円</u>
			土 曜 日					
			日 曜 日	<u>44,800円</u>	<u>66,700円</u>	<u>83,800円</u>	<u>111,000円</u>	<u>195,000円</u>
	500円以下の 入場料等を徴 する場合		平 日	<u>41,800円</u>	<u>65,200円</u>	<u>88,400円</u>	<u>107,000円</u>	<u>195,000円</u>
			土 曜 日					
			日 曜 日	<u>59,000円</u>	<u>87,000円</u>	<u>108,000円</u>	<u>146,000円</u>	<u>254,000円</u>
	500円を超え 1,000円以下 の入場料等を 徴する場合		平 日	<u>49,600円</u>	<u>74,500円</u>	<u>102,000円</u>	<u>124,000円</u>	<u>226,000円</u>
			土 曜 日					
			日 曜 日	<u>68,200円</u>	<u>99,400円</u>	<u>124,000円</u>	<u>167,000円</u>	<u>292,000円</u>
	1,000円を超 え3,000円以 下の入場料等 を徴する場合		平 日	<u>66,700円</u>	<u>99,400円</u>	<u>135,000円</u>	<u>166,000円</u>	<u>301,000円</u>
			土 曜 日					
			日 曜 日	<u>90,100円</u>	<u>133,000円</u>	<u>166,000円</u>	<u>223,000円</u>	<u>390,000円</u>
ル	小ホ	入場料等を徴 しない場合	平 日	<u>7,500円</u>	<u>12,300円</u>	<u>15,400円</u>	<u>19,900円</u>	<u>35,400円</u>
			土 曜 日					
			日 曜 日	<u>10,600円</u>	<u>15,400円</u>	<u>20,000円</u>	<u>26,100円</u>	<u>46,200円</u>
	500円以下の		平 日	<u>10,600円</u>	<u>15,400円</u>	<u>20,000円</u>	<u>26,100円</u>	<u>46,200円</u>
			土 曜 日					
			日 曜 日					
	3,000円を超 える入場料等 を徴する場合		平 日	<u>83,800円</u>	<u>123,000円</u>	<u>168,000円</u>	<u>207,000円</u>	<u>375,000円</u>
			土 曜 日					
			日 曜 日	<u>107,000円</u>	<u>160,000円</u>	<u>219,000円</u>	<u>267,000円</u>	<u>487,000円</u>
			平 日					
			土 曜 日					
			日 曜 日					

		入場料等を徴する場合	土曜日 日曜日 祝日	<u>13,800円</u>	<u>20,000円</u>	<u>26,200円</u>	<u>33,800円</u>	<u>46,300円</u>	<u>60,100円</u>
		500円を超え	平日	<u>12,300円</u>	<u>16,900円</u>	<u>24,800円</u>	<u>29,200円</u>	<u>41,700円</u>	<u>54,100円</u>
		1,000円以下	土曜日 日曜日 祝日	<u>15,400円</u>	<u>23,100円</u>	<u>31,000円</u>	<u>38,600円</u>	<u>54,200円</u>	<u>69,700円</u>
		1,000円を超え	平日	<u>15,400円</u>	<u>23,100円</u>	<u>32,500円</u>	<u>38,600円</u>	<u>55,600円</u>	<u>71,100円</u>
		3,000円以下	土曜日 日曜日 祝日	<u>20,000円</u>	<u>31,000円</u>	<u>41,800円</u>	<u>51,100円</u>	<u>72,900円</u>	<u>93,000円</u>
		3,000円を超え	平日	<u>20,000円</u>	<u>29,400円</u>	<u>40,300円</u>	<u>49,400円</u>	<u>69,700円</u>	<u>89,700円</u>
		入場料等を徴する場合	土曜日 日曜日 祝日	<u>24,800円</u>	<u>38,600円</u>	<u>52,800円</u>	<u>63,400円</u>	<u>91,400円</u>	<u>116,000円</u>
	展示室	入場料等を徴しない場合	平日	<u>3,300円</u>	<u>4,900円</u>	<u>6,800円</u>	<u>8,200円</u>	<u>11,700円</u>	<u>15,100円</u>
			土曜日 日曜日 祝日	<u>4,500円</u>	<u>6,700円</u>	<u>8,500円</u>	<u>11,200円</u>	<u>15,200円</u>	<u>19,800円</u>
		500円以下の入場料等を徴する場合	平日	<u>4,200円</u>	<u>6,400円</u>	<u>8,800円</u>	<u>10,600円</u>	<u>15,300円</u>	<u>19,500円</u>
			土曜日 日曜日 祝日	<u>5,800円</u>	<u>8,600円</u>	<u>11,000円</u>	<u>14,500円</u>	<u>19,600円</u>	<u>25,500円</u>
		500円を超え1,000円以下の入場料等を徴する場合	平日	<u>4,900円</u>	<u>7,400円</u>	<u>10,300円</u>	<u>12,300円</u>	<u>17,700円</u>	<u>22,600円</u>
			土曜日 日曜日 祝日	<u>6,800円</u>	<u>10,000円</u>	<u>12,900円</u>	<u>16,900円</u>	<u>23,000円</u>	<u>29,800円</u>
		1,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴する場合	平日	<u>6,700円</u>	<u>10,000円</u>	<u>13,800円</u>	<u>16,800円</u>	<u>23,800円</u>	<u>30,600円</u>
			土曜日 日曜日 祝日	<u>9,200円</u>	<u>13,500円</u>	<u>17,100円</u>	<u>22,800円</u>	<u>30,700円</u>	<u>39,900円</u>
		3,000円を超える入場料等を徴する場合	平日	<u>9,200円</u>	<u>12,300円</u>	<u>16,900円</u>	<u>21,600円</u>	<u>29,200円</u>	<u>38,500円</u>
			土曜日 日曜日 祝日	<u>10,600円</u>	<u>16,900円</u>	<u>23,100円</u>	<u>27,600円</u>	<u>40,000円</u>	<u>50,700円</u>
		リハーサル室		<u>1,500円</u>	<u>2,200円</u>	<u>3,400円</u>	<u>3,800円</u>	<u>5,700円</u>	<u>7,300円</u>
		第1楽屋		<u>400円</u>	<u>700円</u>	<u>950円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,100円</u>
		第2楽屋		<u>700円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,400円</u>	<u>1,800円</u>	<u>2,500円</u>	<u>3,300円</u>

第3楽屋	<u>1,100円</u>	<u>1,500円</u>	<u>2,100円</u>	<u>2,700円</u>	<u>3,700円</u>	<u>4,800円</u>
第4楽屋	<u>1,100円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,200円</u>	<u>2,800円</u>	<u>3,900円</u>	<u>5,100円</u>
第1練習室	<u>500円</u>	<u>800円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,300円</u>	<u>2,100円</u>	<u>2,600円</u>
第2練習室	<u>500円</u>	<u>700円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,800円</u>	<u>2,400円</u>
第3練習室	<u>500円</u>	<u>800円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,900円</u>	<u>2,500円</u>

(2) 設備器具使用料

区分	使用料
舞台設備器具	<u>17,700円</u> 以内で市長が定める額
映写設備器具	<u>17,700円</u> 以内で市長が定める額
音響設備器具	<u>17,700円</u> 以内で市長が定める額
照明設備器具	<u>17,700円</u> 以内で市長が定める額
楽器設備器具	<u>17,700円</u> 以内で市長が定める額
その他の設備器具 (持ち込みする場合を含む。)	<u>17,700円</u> 以内で市長が定める額

備考

1～7 略

8 冷暖房機を使用する場合の各室使用料は、第1号の表及び備考2に定める使用料の額に、冷房又は暖房をするときごとに1時間につき5,400円以内で市長が定める額をそれぞれ加算した額とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間に切り上げる。

9～11 略

多賀城市体育施設条例

平成16年7月1日

条例第12号

本則 略

附則 略

別表（第12条関係）

(1) 専用利用する場合の利用料金の上限額

利用区分					利用料金の上限額				
					午前	午後	夜間	全日	
					午前9時 ～ 正午	午後1時 ～ 午後5時	午後6時 ～ 午後9時	午前9時 ～ 午後9時	
多賀城市総合体育館	大体育室	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴しない場合	児童・生徒	2,100 円	3,000 円	4,500 円	9,700 円	
				一般・学生	4,500 円	6,100 円	9,200 円	19,900 円	
			入場料を徴する場合	児童・生徒	4,500 円	6,100 円	9,200 円	19,900 円	
				一般・学生	9,200 円	12,300 円	18,600 円	40,200 円	
		その他の催しに利用する場合	入場料を徴しない場合		13,800 円	18,600 円	27,800 円	60,200 円	
			入場料を徴する場合	営利目的ではない	27,800 円	37,200 円	55,900 円	120,000 円	
				営利目的である	83,800 円	111,000 円	166,000 円	362,000 円	
	小体育室	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴しない場合	児童・生徒	1,200 円	1,600 円	2,600 円	5,500 円	
				一般・学生	2,600 円	3,600 円	5,400 円	11,600 円	
			入場料を徴する場合	児童・生徒	2,600 円	3,600 円	5,400 円	11,600 円	
				一般・学生	5,400 円	7,300 円	11,000 円	23,700 円	
		その他の催しに利用する場合	入場料を徴しない場合		8,100 円	11,000 円	16,600 円	35,800 円	
			入場料を徴する場合	営利目的ではない	16,600 円	22,300 円	33,300 円	72,300 円	
				営利目的である	50,200 円	67,000 円	100,000 円	218,000 円	
	柔道場、剣道場及び弓道場の各室					950 円	1,200 円	1,400 円	3,600 円
	集会室					全日1時間につき 350 円			
	和室					全日1時間につき 350 円			
	設備器具	放送設備一式	入場料を徴しない場合		午前、午後、夜間各1回につき 1,400 円				
			入場料を徴する場合		午前、午後、夜間各1回につき 3,000 円				
		舞台及び舞台照明一式	入場料を徴しない場合		午前、午後、夜間各1回につき 3,000 円				
			入場料を徴する場合		午前、午後、夜間各1回につき 6,100 円				
		電光採点板一式	入場料を徴しない場合		午前、午後、夜間各1回につき 1,400 円				
			入場料を徴する場合		午前、午後、夜間各1回につき 3,000 円				
		フロアーシート	入場料を徴しない場合		午前、午後、夜間各1回当たり1枚につき 100 円				
			入場料を徴する場合		午前、午後、夜間各1回当たり1枚につき 150 円				

	長机	入場料を徴しない場合	午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 台につき <u>80 円</u>
		入場料を徴する場合	午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 台につき <u>150 円</u>
	折たたみ椅子	入場料を徴しない場合	午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 脚につき <u>40 円</u>
		入場料を徴する場合	午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 脚につき <u>80 円</u>
多賀城市市民プール	水泳プール（幼児用を除く。）		1 コース 1 時間につき <u>3,600 円</u>
	会議室		1 時間につき <u>350 円</u>
多賀城市市民テニスコート	テニスコート	児童・生徒	1 面当たり 1 時間につき <u>350 円</u>
		一般・学生	1 面当たり 1 時間につき <u>700 円</u>
	夜間照明灯		1 面当たり 1 時間につき <u>600 円</u>

備考

1～8 略

9 大体育室及び小体育室を専用利用する場合において、午前 9 時から午後 5 時までの間に照明を利用するときは、大体育室にあつては 4 灯 1 時間につき 150 円、小体育室にあつては 5 灯 1 時間につき 100 円を加算する。この場合において、利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間に切り上げる。

10 冷房又は暖房を利用するときは、1 時間につき 7,500 円以内で規則で定める額を加算する。

11 テニスコートの回数券（6 回券）の上限額は、3,500 円（児童及び生徒が利用するものにあつては、1,750 円）とする。

(2) 個人利用する場合の利用料金の上限額

利用区分			利用料金の上限額（1 人当たり）
多賀城市総合体育館	大体育室、小体育室、柔道場、剣道場及び弓道場の各室	児童・生徒	午前、午後、夜間各 1 回につき <u>150 円</u>
		一般・学生	午前、午後、夜間各 1 回につき <u>200 円</u>
		児童・生徒	3 時間につき <u>150 円</u>
		一般・学生	3 時間につき <u>200 円</u>
	トレーニング室	児童・生徒	2 時間につき <u>350 円</u> （7 月 1 日から 8 月 31 日までにあつては、 <u>200 円</u> ）
		一般・学生	2 時間につき <u>700 円</u>
多賀城市市民プール	水泳プール	団体	2 時間につき <u>200 円</u> （7 月 1 日から 8 月 31 日までにあつては、 <u>150 円</u> ）
		児童・生徒	2 時間につき <u>350 円</u> （7 月 1 日から 8 月 31 日までにあつては、 <u>200 円</u> ）
		一般・学生	2 時間につき <u>700 円</u>
多賀城市市民テニスコート	壁打ちコート		1 時間につき <u>200 円</u>

備考

1・2 略

3 水泳プールの回数券（6 回券）の上限額は、次のとおりとする。

(1) 9 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで 3,500 円（児童及び生徒が利用するものにあつては、

1, 7 5 0 円)

(2) 7 月 1 日から 8 月 3 1 日まで 3, 5 0 0 円 (児童及び生徒が利用するものにあつては、
1, 0 0 0 円)

4 略

多賀城市市民活動サポートセンター条例

平成20年2月27日

条例第2号

本則 略

附則 略

別表（第6条、第9条関係）

(1) 会議室使用料

使用時間 使用区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～午 後9時30分	午前9時～ 午後5時	午後1時～午 後9時30分	午前9時～午 後9時30分
101会議室	<u>500円</u>	<u>750円</u>	<u>800円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,100円</u>
201会議室	<u>400円</u>	<u>600円</u>	<u>650円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,600円</u>
301会議室	<u>500円</u>	<u>750円</u>	<u>800円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,100円</u>
302会議室	<u>500円</u>	<u>750円</u>	<u>800円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,100円</u>
大会議室	<u>1,200円</u>	<u>1,600円</u>	<u>1,800円</u>	<u>2,800円</u>	<u>3,400円</u>	<u>4,700円</u>
第1和室	<u>400円</u>	<u>600円</u>	<u>650円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,600円</u>
第2和室	<u>400円</u>	<u>600円</u>	<u>650円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,600円</u>

備考

1・2 略

3 冷暖房機を使用するときは、この表及び備考2に定める使用料の額に、冷房又は暖房を使用するときごとに1時間につき350円以内で規則で定める額をそれぞれ加算する。この場合において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

4 略

(2) 事務用ブース使用料

事務用ブース	1月につき <u>1,200円</u>
--------	---------------------

備考 略

(3) 事務用ロッカー使用料

事務用ロッカー	1月につき <u>300円</u>
---------	-------------------

備考 略

旧

多賀城市手数料条例

平成12年3月2日

条例第10号

本則 略

附則 略

別表（第2条関係）

事務	名称	手数料の額
(1) 課税証明	課税（所得）証明手数料	1件（用紙1枚をもって1件とする。第2号から第5号まで同じ。）につき <u>200円</u>
(2) 納税証明	納税証明手数料	1件につき <u>200円</u>
(3) 固定資産課税台帳 登録事項証明及び公 課証明	公課証明等手数料	1件につき <u>200円</u>
(4) 前3号に定めるも ののほか、市税に関 する証明	市税証明等手数料	1件につき <u>200円</u>
(5) 固定資産課税台帳 及び地図の閲覧	固定資産課税台帳等 閲覧手数料	1件（地図にあつては1枚）につき <u>200円</u> 。ただし、固定 資産課税台帳について、地方税法（昭和25年法律第226 号）第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示 した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、 手数料を徴収しない。
(6) 住民基本台帳の閲 覧	住民基本台帳閲覧手 数料	抽出1人につき <u>200円</u>
(7) 住民票の写しの交 付	住民票の写しの交付 手数料	1枚（世帯全員の住民票の写しにあつては、1世帯をもって1 枚とする。以下この号において同じ。）につき <u>200円</u> 。た だし、 <u>他市町村の住民基本台帳に記録されている者又は世帯全 員の住民票の写しにあつては、1枚につき300円とする。</u>
(8) 除かれた住民票の 写し、戸籍の附票及 び除かれた戸籍の附 票の写しの交付	除票等の写しの交付 手数料	1枚につき <u>200円</u>
(9) 住民票の記載事項 に関する証明	住民票記載事項証明 手数料	1件につき <u>200円</u>

(10) 印鑑登録証の交付	印鑑登録証交付手数料	1 件につき <u>2 0 0 円</u>
(11) 印鑑証明書の交付	印鑑証明書交付手数料	1 枚につき <u>2 0 0 円</u>
(12) 身分証明	身分証明手数料	1 枚につき <u>2 0 0 円</u>
(13) 埋火葬に関する証明	埋火葬許可申請書の写しの交付手数料	1 枚につき <u>2 0 0 円</u>
(14) 戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）の規定に基づく事務	戸籍の謄本、抄本又は戸籍証明書の交付手数料	1 通につき 4 5 0 円
(15)～(24) 略		
(25) その他の証明	諸証明手数料	1 枚につき <u>2 0 0 円</u>

行政コスト計算に基づく受益者負担の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表
第1条の規定による改正（多賀城市公民館条例の一部改正）

新

多賀城市公民館条例

昭和52年3月28日

条例第9号

本則 略

附則 略

別表（第8条関係）

(1) 各室使用料

使用時間 使用区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時30分	午前9時～ 午後9時30分
中央公民館	第1会議室	950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円
	第2会議室	950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円
	第3会議室	950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円
	第4会議室	1,800円	2,600円	4,050円	4,400円	6,650円	8,450円
	第5会議室	800円	950円	1,300円	1,750円	2,250円	3,050円
	第1和室	1,100円	1,300円	1,800円	2,400円	3,100円	4,200円
	第2和室	800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,300円
	第3和室	800円	950円	1,300円	1,750円	2,250円	3,050円
	茶室	450円	600円	800円	1,050円	1,400円	1,850円
	料理実習室	2,250円	3,700円	5,000円	5,950円	8,700円	10,950円
	創作室	1,900円	3,200円	4,400円	5,100円	7,600円	9,500円
	児童創作室	400円	450円	600円	850円	1,050円	1,450円
	会議室	950円	1,300円	1,900円	2,250円	3,200円	4,150円
山王地区公民館	体育館	1,900円	2,850円	3,600円	4,750円	6,450円	8,350円
	第1児童室兼創作室	600円	600円	950円	1,200円	1,550円	2,150円
	第2児童室兼創作室	600円	600円	950円	1,200円	1,550円	2,150円
	第1和室	600円	900円	1,100円	1,500円	2,000円	2,600円
	第2和室	600円	900円	1,100円	1,500円	2,000円	2,600円
	第3和室	600円	900円	1,100円	1,500円	2,000円	2,600円
	調理講座室	950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円
	第1会議室	950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円
	第2会議室	950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円

大 代 地 区 公 民 館	第 3 会議室	950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円
	講座室	950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円
	視聴覚室	950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円
	庭球場	1 時間当たり 1 面につき 4 5 0 円（夜間照明設備を併せて使用する場合には、当該額に 1 時間当たり 1 面につき 8 0 0 円を加算する。）					
	体育室	1,900円	2,850円	3,600円	4,750円	6,450円	8,350円
	第 1 和室	600円	900円	1,100円	1,500円	2,000円	2,600円
	第 2 和室	600円	900円	1,100円	1,500円	2,000円	2,600円
	第 3 和室	600円	900円	1,100円	1,500円	2,000円	2,600円
	調理室	950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円
	第 1 会議室	950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円
	第 2 会議室	950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円
	視聴覚室	950円	1,300円	1,650円	2,250円	2,950円	3,900円

(2) 設備器具使用料

区分	使用料（午前、午後、夜間の区分ごと 1 点につき）
設備器具	1 0, 5 5 0 円以内で市長が定める額

備考

1 ～ 4 略

5 各室を使用する場合で冷暖房機を使用するときの各室使用料は、第 1 号の表及び備考 4 に定める使用料の額に、冷房又は暖房をするときごとに 1 時間につき 9 5 0 円 以内で市長が定める額をそれぞれ加算した額とする。この場合において、使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数は、1 時間に切り上げる。

6 略

第2条の規定による改正（多賀城市民会館条例の一部改正）

新

多賀城市民会館条例

昭和61年12月16日

条例第22号

本則 略

附則 略

別表（第6条関係）

(1) 各室使用料

使用時間 使用区分			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	
			午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 9 時 3 0 分	午前 9 時～ 午後 5 時	午後 1 時～ 午後 9 時 3 0 分	午前 9 時～ 午後 9 時 3 0 分	
ル	大ホ	入場料等を徴 しない場合	平 日	<u>39,000円</u>	<u>59,500円</u>	<u>81,800円</u>	<u>98,500円</u>	<u>141,300円</u>	<u>180,300円</u>
			土 曜 日						
			日 曜 日	<u>53,750円</u>	<u>80,000円</u>	<u>100,550円</u>	<u>133,750円</u>	<u>180,550円</u>	<u>234,300円</u>
			祝 日						
	500円以下の 入場料等を徴 する場合		平 日	<u>50,150円</u>	<u>78,200円</u>	<u>106,050円</u>	<u>128,350円</u>	<u>184,250円</u>	<u>234,400円</u>
			土 曜 日						
			日 曜 日	<u>70,800円</u>	<u>104,400円</u>	<u>129,600円</u>	<u>175,200円</u>	<u>234,000円</u>	<u>304,800円</u>
			祝 日						
	500円を超え 1,000円以下 の入場料等を 徴する場合		平 日	<u>59,500円</u>	<u>89,400円</u>	<u>122,400円</u>	<u>148,900円</u>	<u>211,800円</u>	<u>271,300円</u>
			土 曜 日						
			日 曜 日	<u>81,800円</u>	<u>119,250円</u>	<u>148,800円</u>	<u>201,050円</u>	<u>268,050円</u>	<u>349,850円</u>
			祝 日						
	1,000円を超 え3,000円以 下の入場料等 を徴する場合		平 日	<u>80,000円</u>	<u>119,250円</u>	<u>162,000円</u>	<u>199,250円</u>	<u>281,250円</u>	<u>361,250円</u>
			土 曜 日						
			日 曜 日	<u>108,100円</u>	<u>159,600円</u>	<u>199,200円</u>	<u>267,700円</u>	<u>358,800円</u>	<u>466,900円</u>
			祝 日						
	3,000円を超 える入場料等 を徴する場合		平 日	<u>100,550円</u>	<u>147,600円</u>	<u>201,600円</u>	<u>248,150円</u>	<u>349,200円</u>	<u>449,750円</u>
			土 曜 日						
			日 曜 日	<u>128,400円</u>	<u>192,000円</u>	<u>262,800円</u>	<u>320,400円</u>	<u>454,800円</u>	<u>583,200円</u>
			祝 日						
小ホ	入場料等を徴 しない場合	平 日	<u>9,000円</u>	<u>14,750円</u>	<u>18,450円</u>	<u>23,750円</u>	<u>33,200円</u>	<u>42,200円</u>	
		土 曜 日							
		日 曜 日	<u>12,700円</u>	<u>18,450円</u>	<u>24,000円</u>	<u>31,150円</u>	<u>42,450円</u>	<u>55,150円</u>	
		祝 日							
	500円以下の		平 日	<u>12,700円</u>	<u>18,450円</u>	<u>24,000円</u>	<u>31,150円</u>	<u>42,450円</u>	<u>55,150円</u>

	入場料等を徴する場合	土曜日							
		日曜日	<u>16,550円</u>	<u>24,000円</u>	<u>31,400円</u>	<u>40,550円</u>	<u>55,400円</u>	<u>71,950円</u>	
		祝日							
	500円を超え1,000円以下の入場料等を徴する場合	平日	<u>14,750円</u>	<u>20,250円</u>	<u>29,750円</u>	<u>35,000円</u>	<u>50,000円</u>	<u>64,750円</u>	
		土曜日							
		日曜日	<u>18,450円</u>	<u>27,700円</u>	<u>37,200円</u>	<u>46,150円</u>	<u>64,900円</u>	<u>83,350円</u>	
	1,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴する場合	祝日							
		平日	<u>18,450円</u>	<u>27,700円</u>	<u>39,000円</u>	<u>46,150円</u>	<u>66,700円</u>	<u>85,150円</u>	
		土曜日							
	3,000円を超える入場料等を徴する場合	日曜日	<u>24,000円</u>	<u>37,200円</u>	<u>50,150円</u>	<u>61,200円</u>	<u>87,350円</u>	<u>111,350円</u>	
		祝日							
		平日	<u>24,000円</u>	<u>35,250円</u>	<u>48,350円</u>	<u>59,250円</u>	<u>83,600円</u>	<u>107,600円</u>	
	展示室	入場料等を徴しない場合	土曜日						
			日曜日	<u>5,400円</u>	<u>8,000円</u>	<u>10,200円</u>	<u>13,400円</u>	<u>18,200円</u>	<u>23,600円</u>
			祝日						
		500円以下の入場料等を徴する場合	平日	<u>5,000円</u>	<u>7,650円</u>	<u>10,550円</u>	<u>12,650円</u>	<u>18,200円</u>	<u>23,200円</u>
			土曜日						
			日曜日	<u>6,950円</u>	<u>10,300円</u>	<u>13,200円</u>	<u>17,250円</u>	<u>23,500円</u>	<u>30,450円</u>
500円を超え1,000円以下の入場料等を徴する場合		祝日							
		平日	<u>5,850円</u>	<u>8,850円</u>	<u>12,350円</u>	<u>14,700円</u>	<u>21,200円</u>	<u>27,050円</u>	
		土曜日							
1,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴する場合		日曜日	<u>8,150円</u>	<u>12,000円</u>	<u>15,450円</u>	<u>20,150円</u>	<u>27,450円</u>	<u>35,600円</u>	
		祝日							
		平日	<u>8,000円</u>	<u>12,000円</u>	<u>16,550円</u>	<u>20,000円</u>	<u>28,550円</u>	<u>36,550円</u>	
3,000円を超える入場料等を徴する場合		土曜日							
		日曜日	<u>11,000円</u>	<u>16,200円</u>	<u>20,500円</u>	<u>27,200円</u>	<u>36,700円</u>	<u>47,700円</u>	
		祝日							
		3,000円を超える入場料等を徴する場合	平日	<u>11,000円</u>	<u>14,750円</u>	<u>20,250円</u>	<u>25,750円</u>	<u>35,000円</u>	<u>46,000円</u>
			土曜日						
			日曜日	<u>12,700円</u>	<u>20,250円</u>	<u>27,700円</u>	<u>32,950円</u>	<u>47,950円</u>	<u>60,650円</u>
		祝日							
		リハーサル室		<u>1,800円</u>	<u>2,600円</u>	<u>4,050円</u>	<u>4,400円</u>	<u>6,650円</u>	<u>8,450円</u>
		第1楽屋		<u>450円</u>	<u>800円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,250円</u>	<u>1,900円</u>	<u>2,350円</u>
第2楽屋		<u>800円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,650円</u>	<u>2,100円</u>	<u>2,950円</u>	<u>3,750円</u>		

第3楽屋	1,300円	1,800円	2,500円	3,100円	4,300円	5,600円
第4楽屋	1,300円	1,900円	2,600円	3,200円	4,500円	5,800円
第1練習室	600円	950円	1,400円	1,550円	2,350円	2,950円
第2練習室	600円	800円	1,300円	1,400円	2,100円	2,700円
第3練習室	600円	950円	1,300円	1,550円	2,250円	2,850円

(2) 設備器具使用料

区分	使用料
舞台設備器具	21,200円以内で市長が定める額
映写設備器具	21,200円以内で市長が定める額
音響設備器具	21,200円以内で市長が定める額
照明設備器具	21,200円以内で市長が定める額
楽器設備器具	21,200円以内で市長が定める額
その他の設備器具 (持ち込みする場合を含む。)	21,200円以内で市長が定める額

備考

1～7 略

8 冷暖房機を使用する場合の各室使用料は、第1号の表及び備考2に定める使用料の額に、冷房又は暖房をするときごとに1時間につき6,450円以内で市長が定める額をそれぞれ加算した額とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間に切り上げる。

9～11 略

第3条の規定による改正（多賀城市体育施設条例の一部改正）

新

多賀城市体育施設条例

平成16年7月1日

条例第12号

本則 略

附則 略

別表（第12条関係）

(1) 専用利用する場合の利用料金の上限額

利用区分					利用料金の上限額				
					午前	午後	夜間	全日	
					午前9時 ～ 正午	午後1時 ～ 午後5時	午後6時 ～ 午後9時	午前9時 ～ 午後9時	
多賀城市総合体育館	大体育室	アマチュアスポーツに 利用する場合	入場料を徴し ない場合	児童・生徒	2,500円	3,600円	5,400円	11,500円	
				一般・学生	5,400円	7,300円	11,000円	23,700円	
			入場料を徴す る場合	児童・生徒	5,400円	7,300円	11,000円	23,700円	
				一般・学生	11,000円	14,750円	22,300円	48,050円	
		その他の催 しに利用す る場合	入場料を徴しない場合		16,550円	22,300円	33,350円	72,200円	
			入場料を徴 する場合	営利目的ではない	33,350円	44,600円	67,050円	145,000円	
				営利目的である	100,550円	133,200円	199,200円	432,950円	
	小体育室	アマチュアスポーツに 利用する場合	入場料を徴し ない場合	児童・生徒	1,400円	1,900円	3,100円	6,400円	
				一般・学生	3,100円	4,300円	6,450円	13,850円	
			入場料を徴 する場合	児童・生徒	3,100円	4,300円	6,450円	13,850円	
				一般・学生	6,450円	8,750円	13,200円	28,400円	
		その他の催 しに利用す る場合	入場料を徴しない場合		9,700円	13,200円	19,900円	42,800円	
			入場料を徴 する場合	営利目的ではない	19,900円	26,750円	39,950円	86,600円	
				営利目的である	60,200円	80,400円	120,000円	260,600円	
	柔道場、剣道場及び弓道場の各室					1,100円	1,400円	1,650円	4,150円
	集会室					全日1時間につき 400円			
	和室					全日1時間につき 400円			
	設備器具	放送設備一 式	入場料を徴しない場合		午前、午後、夜間各1回につき 1,650円				
			入場料を徴する場合		午前、午後、夜間各1回につき 3,600円				
		舞台及び舞 台照明一式	入場料を徴しない場合		午前、午後、夜間各1回につき 3,600円				
			入場料を徴する場合		午前、午後、夜間各1回につき 7,300円				
		電光採点板 一式	入場料を徴しない場合		午前、午後、夜間各1回につき 1,650円				
			入場料を徴する場合		午前、午後、夜間各1回につき 3,600円				
		フロアーシ ート	入場料を徴しない場合		午前、午後、夜間各1回当たり1枚につき 150円				
			入場料を徴する場合		午前、午後、夜間各1回当たり1枚につき 200円				

	長机	入場料を徴しない場合	午前、午後、夜間各1回当たり1台につき	<u>150円</u>
		入場料を徴する場合	午前、午後、夜間各1回当たり1台につき	<u>200円</u>
	折たたみ椅子	入場料を徴しない場合	午前、午後、夜間各1回当たり1脚につき	<u>80円</u>
		入場料を徴する場合	午前、午後、夜間各1回当たり1脚につき	<u>150円</u>
多賀城市市民プール	水泳プール（幼児用を除く。）		1コース1時間につき	<u>4,300円</u>
	会議室		1時間につき	<u>400円</u>
多賀城市市民テニスコート	テニスコート	児童・生徒	1面当たり1時間につき	<u>400円</u>
		一般・学生	1面当たり1時間につき	<u>800円</u>
	夜間照明灯		1面当たり1時間につき	<u>700円</u>

備考

1～8 略

9 大体育室及び小体育室を専用利用する場合において、午前9時から午後5時までの間に照明を利用するときは、大体育室にあつては4灯1時間につき200円、小体育室にあつては5灯1時間につき150円を加算する。この場合において、利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。

10 冷房又は暖房を利用するときは、1時間につき9,000円以内で規則で定める額を加算する。

11 テニスコートの回数券（6回券）の上限額は、4,000円（児童及び生徒が利用するものにあつては、2,000円）とする。

(2) 個人利用する場合の利用料金の上限額

利用区分			利用料金の上限額（1人当たり）	
多賀城市総合体育館	大体育室、小体育室、柔道場、剣道場及び弓道場の各室	児童・生徒	午前、午後、夜間各1回につき	<u>200円</u>
		一般・学生	午前、午後、夜間各1回につき	<u>300円</u>
	トレーニング室	児童・生徒	3時間につき	<u>200円</u>
		一般・学生	3時間につき	<u>300円</u>
多賀城市市民プール	水泳プール	児童・生徒	2時間につき	<u>400円（7月1日から8月31日までにあつては、300円）</u>
		一般・学生	2時間につき	<u>800円</u>
		団体	2時間につき	<u>300円（7月1日から8月31日までにあつては、200円）</u>
多賀城市市民テニスコート	壁打ちコート		1時間につき	<u>300円</u>

備考

1・2 略

3 水泳プールの回数券（6回券）の上限額は、次のとおりとする。

(1) 9月1日から翌年6月30日まで 4,000円（児童及び生徒が利用するものにあつては、

2, 0 0 0 円)

(2) 7 月 1 日から 8 月 3 1 日まで 4, 0 0 0 円 (児童及び生徒が利用するものにあつては、
1, 5 0 0 円)

4 略

第4条の規定による改正（多賀城市市民活動サポートセンター条例の一部改正）

新

多賀城市市民活動サポートセンター条例

平成20年2月27日

条例第2号

本則 略

附則 略

別表（第6条、第9条関係）

(1) 会議室使用料

使用時間 使用区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～午 後9時30分	午前9時～ 午後5時	午後1時～午 後9時30分	午前9時～午 後9時30分
101会議室	600円	900円	950円	1,500円	1,850円	2,450円
201会議室	450円	700円	750円	1,150円	1,450円	1,900円
301会議室	600円	900円	950円	1,500円	1,850円	2,450円
302会議室	600円	900円	950円	1,500円	1,850円	2,450円
大会議室	1,400円	1,900円	2,150円	3,300円	4,050円	5,450円
第1和室	450円	700円	750円	1,150円	1,450円	1,900円
第2和室	450円	700円	750円	1,150円	1,450円	1,900円

備考

1・2 略

3 冷暖房機を使用するときは、この表及び備考2に定める使用料の額に、冷房又は暖房を使用するときごとに1時間につき400円以内で規則で定める額をそれぞれ加算する。この場合において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

4 略

(2) 事務用ブース使用料

事務用ブース	1月につき 1,400円
--------	--------------

備考 略

(3) 事務用ロッカー使用料

事務用ロッカー	1月につき 350円
---------	------------

備考 略

第5条の規定による改正（多賀城市手数料条例の一部改正）

新

多賀城市手数料条例

平成12年3月2日

条例第10号

本則 略

附則 略

別表（第2条関係）

事務	名称	手数料の額
(1) 課税証明	課税（所得）証明手数料	1件（用紙1枚をもって1件とする。第2号から第5号まで同じ。）につき <u>300円</u> 。ただし、 <u>多機能端末機（多賀城市印鑑条例（昭和62年多賀城市条例第13号）第17条に規定する多機能端末機をいう。以下同じ。）による交付にあっては、1枚につき200円とする。</u>
(2) 納税証明	納税証明手数料	1件につき <u>300円</u>
(3) 固定資産課税台帳 登録事項証明及び公 課証明	公課証明等手数料	1件につき <u>300円</u>
(4) 前3号に定めるも ののほか、市税に関 する証明	市税証明等手数料	1件につき <u>300円</u>
(5) 固定資産課税台帳 及び地図の閲覧	固定資産課税台帳等 閲覧手数料	1件（地図にあっては1枚）につき <u>300円</u> 。ただし、固定資産課税台帳について、地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴収しない。
(6) 住民基本台帳の閲 覧	住民基本台帳閲覧手 数料	抽出1人につき <u>300円</u>
(7) 住民票の写しの交 付	住民票の写しの交付 手数料	1枚（世帯全員の住民票の写しにあっては、1世帯をもって1枚とする。以下この号において同じ。）につき <u>300円</u> 。ただし、 <u>多機能端末機による交付にあっては、1枚につき200円とする。</u>
(8) 除かれた住民票の 写し、戸籍の附票及 び除かれた戸籍の附 票の写しの交付	除票等の写しの交付 手数料	1枚につき <u>300円</u>
(9) 住民票の記載事項 に関する証明	住民票記載事項証明 手数料	1件につき <u>300円</u>

(10) 印鑑登録証の交付	印鑑登録証交付手数料	1 件につき <u>3 0 0 円</u>
(11) 印鑑証明書の交付	印鑑証明書交付手数料	1 枚につき <u>3 0 0 円。ただし、多機能端末機による交付にあつては、1 件につき 2 0 0 円とする。</u>
(12) 身分証明	身分証明手数料	1 枚につき <u>3 0 0 円</u>
(13) 埋火葬に関する証明	埋火葬許可申請書の写しの交付手数料	1 枚につき <u>3 0 0 円</u>
(14) 戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）の規定に基づく事務	戸籍の謄本、抄本又は戸籍証明書の交付手数料	1 通につき 4 5 0 円。 <u>ただし、多機能端末機による交付にあつては、1 通につき 3 5 0 円とする。</u>
(15)～(24) 略		
(25) その他の証明	諸証明手数料	1 枚につき <u>3 0 0 円</u>

臨時代理事務報告第14号

職員の懲戒処分等について

このことについて、令和7年8月25日臨時代理により別紙のとおり
決定し、発令したので報告する。

令和7年8月28日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

別紙

職員の懲戒処分等に関する資料

1 懲戒処分の原因となった事件

令和6年5月に[REDACTED]事前の現地確認や提出書類の確認等、所定の手順を踏まずに調査範囲を重機により掘削したため、水道管を破損させ、近隣住宅地98戸で断水した事故が発生するといった不適切な事務処理を行ったものである。

2 懲戒処分を受けた職員及び処分等の決定内容

(1) 懲戒処分を受けた職員の所属、職位

ア 所 属	[REDACTED]
イ 職 名	課長級職員 1名

(2) 処分の内容

ア 当該職員	戒告
イ 処分年月日	令和7年8月28日

臨時代理事務報告第14号関係資料

1 同事件に係る臨時代理案件以外の懲戒処分

(1) 懲戒処分を受けた職員の所属、職位

ア 所 属



イ 職 名 主査級職員 1 名

(2) 処分の内容

ア 当 該 職 員 戒 告

イ 処分年月日 令和7年8月28日

2 同事件に係る懲戒処分以外の処分

(1) 文書厳重注意 事務局の課長級職員 1 名

(2) 文 書 注 意 事務局の部長級職員 1 名

事務局の次長級職員 1 名